

上田市 公園施設長寿命化計画

令和8年3月改訂

長野県上田市都市建設部都市計画課

1. 都市公園整備状況

(2026年3月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
57ヶ所	208.20 ha	13.86 m ²

150,242人 (2026年3月1日)

2. 計画期間(西暦) [2021年度～2030年度(10箇年)]

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
33	8	6	3	2	—	1	—	1	—	3	—	57

②選定理由

計画対象公園は、上田城跡公園をはじめとする上田市内の都市公園(全57公園)とし、いずれも「都市公園法第2条に基づく都市公園(公園又は緑地)」である。

計画対象公園の公園施設は、遊具をはじめ、便益施設、休養施設など様々であり、当初の整備から数十年以上経過している施設もある。このため当市では、遊具を中心に段階的に施設更新などの老朽化対策が進めてきているところであるが、今後、そのほかの園内施設の補修あるいは更新等の必要性が増大することが考えられたため、これらの施設を選定した。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
419	124	594	256	130	102	180

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
1,492	—	215	3,512

②これまでの維持管理状況

対象公園のうち、44公園は1995年以前に開設された公園であり、当初設置から30年以上経過している。また、その他の公園も1996～2011年に開設されており、10年未満の公園は限定的で、今後、施設の経年劣化が進む時期を迎えていく。

対象公園は都市計画課のほか、公園管理事務所、教育委員会、地域自治センターの担当課のほか、街区公園の一部は自治会、総合公園の一部は指定管理者が管理業務を担当し、施設の修繕、補修等を行っている。

担当課・担当機関は、管理対象とする施設の日常点検、異常発見時の一時的な修繕や使用禁止の措置などを取り、安全確保に努めている。なお、遊具に関しては、毎年劣化状況を把握・調査し、各施設の劣化状況や利用者状況等を踏まえ、部品の交換・更新を順次進めている。

③選定理由

対象公園内の恒久設置の施設は、劣化の進行等により安全性に支障をきたすと考えられることから、57公園の全施設を計画対象として計上した（ただし、別途管理する体育館等の大型施設や仮設の一時的な工作物は除く）。

対象公園については、公園施設の長寿命化対策により、公園機能の保全を図りつつ、ライフサイクルコストの削減を実現する。また、日常点検や定期点検による確認により、施設の安全性を維持する。

なお、ライフサイクルコストを算定し、コスト縮減を図ることが困難な施設については、事後保全型管理施設として取り扱った。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

過年度の計画では、2010年～2016年度にかけて本計画の対象57公園のうち、41公園の劣化状況の把握（予備調査）および予防保全型管理候補施設の健全度調査を実施し、2016年3月（平成28年度末）に公園施設長寿命化計画書（計画期間：2017～2026年度）をとりまとめている。また、2019年度（令和元年度）には、2016年3月に作成した公園施設長寿命化計画書のなかで中後半の期間に対策実施を位置付けられた施設の多い22公園の施設を対象を絞り、劣化状況や健全度を把握し、計画の改定を行った（計画期間2021～2030年度）。

本計画は、令和元年度の計画の中間見直しとして、これまで対象外としていた公園を含む市内の全都市公園（57公園）すべての予備調査を実施し、管理類型及び公園施設の劣化状態等を把握・整理したうえで施設の健全度を把握した。また、遊戯施設の健全度の把握については、毎年実施している専門技術者による定期点検結果を用いた。

<調査期間>

遊戯施設：2025年9月

その他の施設：2025年10月～2026年2月

健全度調査の結果から、健全度調査対象施設（全389施設）のうち、顕著な劣化等がみられるDとCが占める割合は約2割程度であった。種別ごとにみると一般施設（四阿、パーゴラ、夜間照明施設等）のDとCが占める割合は23%、土木構造物（橋梁等）は100%、建築物（管理棟、便所等）は14%、遊具等は15%程度であった。

健全度調査結果

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設 (111)	7	78	23	3	
c. 土木構造物 (5)	0	0	2	3	
d. 建築物 (36)	3	28	3	2	
b. 遊具等 (237)	48	153	35	1	

また、DとCが占める割合を施設の経過年数別にみると、整備後11～20年で2割を超え、41～50年で4割を超える。なお、遊戯施設に関しては、これまでの計画で部品交換などの暫時補修や更新が進められてきており、劣化の判定でDとCの施設は全体の1割程度であった。

開設時期が古い公園を中心に、四阿、便所、遊具などで劣化の進行の傾向が確認された。

特徴的な劣化事例としては、コンクリート擬木の躯体ひびわれや鉄筋の一部露出、四阿や橋梁等の木部の腐朽、照明柱の鋼材の腐蝕等があげられる。

管理担当課等によるこまめな修繕や更新は継続されており、利用上の危険性は極力除外されているが、経過年数を考慮すると、今後、相当規模の改修や早期の更新が望ましい状況にある。

<参考：事後保全型管理施設に分類される施設の健全度>

事後保全型管理施設の健全度※について、DとCが占める割合を施設の経過年数別にみると、整備後31～40年が経過したあたりから増加して2割以上を占めており、開設時期が古い公園を中心に、ベンチ、標識、柵、階段、照明灯などで劣化の進行の傾向が確認された。

特徴的な劣化事例としては、ベンチの木製の座板の腐朽や割れ、標識の支柱の腐朽や板面の破損・退色、コンクリート擬木の柵等のひびわれや鉄筋の一部露出・横架材の欠損等があげられる。

※事後保全型管理施設の健全度は、予備調査の段階において確認した劣化状況をもとに、参考として評価したもの

6. 対策の優先順位の考え方

現計画では、遊具の安全確保をより重視し、遊具の多い公園や立地上遊具利用に対する要求の高い公園での施設更新や大規模改修を優先し、なかでもより劣化の傾向にある遊具の更新を優先的に進め、そのうえで、遊具以外の施設の更新や改修を図っている。

基本的には、劣化の進行を示す健全度DやCの施設の改修もしくは更新が優先されるが、施工や投資の効率性にも配慮し、公園の規模と施設内容も踏まえ、次のような考えのもとで優先順位を定めていく。

- ・緊急性の高い健全度D相当の施設への対策は優先的に早期に対処する。
- ・健全度Cの施設に関しては、一時的な補修で対応可能な施設は早期に対処する。
- ・健全度が「D」、「C」に判定された公園施設のなかには、一部の重度な劣化が原因となるケースもあり、この場合には、その部分の修繕により健全度「B」の状態にすることができるため、修繕可能なものは早期に修繕し、公園施設の延命化を図る。
- ・利用が多く規模の大きな公園を優先するが、その際は利用とのバランスを保つ観点から、公園全体ではなくエリアを定めて段階的に対策を講じる。
- ・誘致圏が小さい街区公園等では対策をまとめて実施する方向で計画する。
- ・整備する公園の優先度は、都市機能の維持や将来における人口の集積が見込まれるエリアである立地適正化計画の都市機能誘導区域及び居住誘導区域内に位置する公園と、各区域を誘致圏に含む公園を優先することを基本とする。ただし、遊具についてはその限りではない。

緊急度判定

項目	緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設 (111)	15	14	82
c. 土木構造物 (5)	5	0	0
d. 建築物 (36)	5	0	31
b. 遊具等 (237)	18	16	203

7. 対策内容と実施時期

(1) 日常的な維持管理に関する基本的方針

施設管理者は、人肌に触れる機会の多い施設（遊具、ベンチ、野外卓等）を中心に日常点検等の機会を通じて施設の異常の有無を確認する。その際に確認された問題の程度に応じて早期の修繕、一時的な利用停止をとっての修繕等の措置をとり、機能回復に努めることとする。

なお、早期の回復が見込めない場合は、一定期間の利用停止措置を伴う改修工事、利用頻度やニーズが低下している施設に関しては撤去や別の施設への更新等の措置を検討するものとする。

利用者が直接触れて利用する機会の少ない施設（サイン、照明、柵、舗装、四阿躯体等）に関しては、強風などによる躯体転倒や、欠損などによる躓き、部材の割れ・落下等のリスクの程度に着目して、定期的に劣化状況や周辺環境を確認することに重点をおく。地際、接合部の状態と外部環境のもつ危険要素に着目することが重要である。

リスクが高い場合は、対象施設の外部をセーフティーコーンで囲むなどの措置をとったうえで、補修工事をはじめとする必要な対策を講じることとする。

(2) 公園施設の長寿命化のための基本方針

計画対象となる 57 公園のうち、38 公園（約 70%）は 1990 年より前に開設（設置または供用開始）されており、そのうち 1980 年より前に開設された公園は半数以上（27 公園）である。それらの公園は、今回の計画期間中（～2030 年）に開設から 40 年以上を迎える見込みである。

一方で、1990 年代開設の公園は 7 公園、2000 年以降に開設された公園は 12 公園である。

一般的な公園施設の処分制限期間は 40 年（使用見込み期間：事後 50 年、予防 60 年）より短いものが多くを占めており、開設から 40 年が経過した公園では、多くの施設が使用見込み期間を超えると考えられる。そのため、今後の整備計画では、1990 年より前に開設された公園と、それ以降に開設された公園とを区分し、それぞれに応じた対策を講じる必要がある。

なお、遊戯施設については、公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した遊具の更新を中心とした対策を進めてきた。

以上を踏まえ、今後の長寿命化対策については、開設からの経過年数に加え、遊具以外の施設の物理的寿命や現状の状態も考慮して取り組むものとする。

1) 遊具への対応

a) 劣化の進む遊具の更新

これまでの計画における方針を踏襲し、2026年度からの計画後半の期間で劣化の進む施設の更新を進める。なお、砂場、置物、築山に関しては利用者ニーズも勘案しながら公園ごとに更新するかどうかの方針を定めていく(状況によっては撤去も選択肢とする)。

また、前回計画以後更新された遊具のなかでも、物理的な寿命の長い部材を用いている施設はとくに重点的に延命できるよう必要な対策を講じていく。

b) 遊具の内容、規模等の検討

遊具の更新時には、近年の子どもの遊びに対するニーズの変化や少子化の動向、周辺公園の遊具の整備状況などを考慮し、遊具内容の変更や規模縮小、集約化(複合遊具への変更等)などを検討する。

また、安全領域の確保などの観点から条件によっては規模縮小も視野に入れ更新を行うこととする。(ブランコを4連→2連へ改造)

c) 定期点検

1年に1回の劣化状況把握調査を継続する。

軽微な修繕についてはこの調査と合わせて実施する。

d) 定期補修等

○構造部材のうち、地際部の腐食や破損の確認を重点的に行い、劣化の傾向が確認された場合は、劣化を抑制するための措置(防食テープや破損部の補修等)を行うこととする。

○消耗部材に関しては定期的に交換を行うこととする。

・ぶらんこ・・・吊り金具、チェーン、着座部の交換。

・すべり台・・・着地部の修繕、すべり面交換

・スプリング遊具・・・スプリング遊具については、スプリングの突然の破断による事故等が懸念されるため、交換時期にスウィング遊具に更新

○基礎の露出など軽微に対応できるハザードは早急に対応する。

2) 遊具以外の施設

a) 開設から概ね40年以上経過する公園の施設

物理的な寿命が相対的に短い材質の施設の更新と、寿命の長い材質の施設の延命化のための対策に重点を置く。

・40年を超えるような鋼材を骨格部材とする小規模な施設の更新(ベンチ、照明柱等)

・35~40年を超え劣化の顕著な小型コンクリート工作物の更新(車止め等)

・コンクリート擬木製のパーゴラ等中型のコンクリート工作物の補修・延命

・「コンクリート柱+コロニアル葺き屋根材」の四阿のような物理的な寿命の異なる材質を組み合わせた中型の施設の部分更新 等

b) 開設から 20 年程度の公園の施設

物理的な寿命の短い材質の部分的な更新と、寿命の長い材質の施設の延命化のための予防保全措置に重点を置く。

- ・木材の製品で劣化の進む施設の更新
- ・木材＋鋼材の組み合わせ施設の木部の延命化（ベンチ座面や野外卓の天板の塗装や取替え、合成木材など耐用年数の長い材質への転換）
- ・照明灯具のLED化と支柱の劣化抑制対策

c) 開設から 20～40 年程度の公園の施設

a) と b) の中間に位置するため、上記の考えを踏まえつつ、施設の状態とライフサイクルコストの縮減の効果の程度、施工性、効率性などを勘案し、施設ごとに柔軟に対応する。

d) 共通事項

上記の区分にかかわらずなく共通にもつべき方針として、下記の点に留意する。

- ・健全度が「B」の時点で適切な長寿命化対策を行い、施設の延命化を図る。
- ・健全度が「D」、「C」の施設において、部分的な修繕により健全度「B」の状態にすることができる場合は、修繕により施設の延命化を図る。
- ・計画では公園施設長寿命化計画策定指針に示された目安に沿って、施設ごとに使用見込み期間を算出し、更新時期を計画するが、施設の状態が良好な場合は、更新にあたっての施工性や効率性を勘案して更新期を先送りし、使用を続けることも可能とする。
- ・予防保全型施設である大型の工作物、建築物は5年に1回健全度調査を行い、劣化状況を把握するとともに、劣化状況に応じ必要な補修を行うことで長寿命化を図る。
- ・ベンチ等で利用頻度が著しく低い施設や、1か所に複数の施設が集中して配置されている場合は、更新時に利用状況等を考慮し、撤去や数量を減らすことなどを検討する。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②＋③】	551,951 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	241,840 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	3101,11 千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	55,195 千円

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

単年度当たりのライフサイクルコスト縮減額 : 3,291 千円

【撤去、再編・集約化による費用縮減の効果】

当計画対象公園をはじめとし、都市公園以外の公園や緑地、公園的機能を有する施設も含め、総合的な観点による再編・集約を進める。

具体的には、上記施設のサービス圏域が重複する公園において、著しい劣化や破損で利用が困難となった施設は更新しないものとし、近隣の他公園等への機能集約を図る。

上記観点にて再編・集約を実施した場合、9,728 千円の費用縮減が見込まれる。

【新技術の活用】

適切かつ継続的な維持管理を目的として、特に法面上部に施設を有する公園においては、3D測量や空撮等を試行してデータベース化を図る。これにより、日常点検への応用による安全性確保や、省力化による人件費削減につなげる。

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し年度（西暦）：〔2030 年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

- ・本計画期間が終了した時点で、対策実施の進捗を確認するとともに、その後の10年間で対策を実施する施設等の劣化状況を把握し、その緊急度に応じて対策実施時期の見直しを行う。
- ・更新候補施設が今後も数多く想定される。更新期を迎え劣化の進んだ施設の今後の扱いについては、利用状況や地区住民のニーズなども踏まえ、撤去も選択肢の一つとして検討することで、公園全体の施設ストック量を人口や財政規模にみあったものへと調整していく必要がある。